

寄付金等取扱規程

(2024年3月7日理事会議決により制定)

(目的)

第一条 この規程は、公益財団法人原爆の凶丸木美術館（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法人が受領する寄付金は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 一般寄付金 この法人が募金活動を行うことにより受領する寄付金（使途が特定されていない寄付金）
 - ② 特定寄付金 この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
 - ③ 特別寄付金 前各号のほか、個人または団体から受領する使途が特定された寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第三条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

(特定寄付金の募集)

第四条 特定寄付金を募集するときは、理事長は募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金趣意書」という）を理事会に提出し、承諾を求めなければならない。特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、当該公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金趣意書の交付等)

第五条 特定寄付金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開で代えることができる。

(受領書等の送付)

第六条 一般寄付金または特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額

及び受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第七条 この法人は、特定寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開で代えることができる。

- 2 この法人は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開で代えることができる。

(特別寄付金)

第八条 この法人は個人または団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を必要とする。
- 3 寄付金下記各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄付者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄付金の受け入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第九条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第十条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第十一条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、2024年3月8日から施行する。